

旧緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人ら（乳幼児を含む。）について、自宅付近の放射線量及び乳幼児4人の避難先での進学・入園状況などから、避難継続の必要性を認め、平成25年10月までの就労不能損害、精神的損害等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6（以下、「申立人ら」という）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 損害項目

①生活費増加費用	金100万円
②その他実費	金58万5000円
③就労不能損害	金623万7028円
④精神的損害	金1106万円

2 期間

- ①平成24年9月1日～平成25年3月31日
- ②平成24年6月1日～平成24年8月31日
- ③平成24年6月1日～平成25年10月31日
- ④平成23年3月11日～平成25年10月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金1888万2028円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（それぞれ同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するも

のとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月23日

(仲介委員 布施謙吉)